

募集期間	令和7年1月8日～令和7年2月6日
担当課	都市開発部 都市計画課
実施方法	(1) 市ホームページに計画(案)を掲載して意見募集 (2) 都市計画課カウンター、情報公開コーナー、公民館へ計画(案)を掲示して意見募集
提出意見	2名22件

No	提出意見	市の考え方
1	第1章1「緑の基本計画とは」にて、都市緑地法では、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置と有りますが、蒲郡市の「緑地の適正な保全及び緑化の推進」の考え方を先ず示して欲しいと思います。	第1章1「緑の基本計画とは」では、緑の基本計画の概略を記載しております。本市の緑地保全及び緑化推進に関する取組みにつきましては、第2章から第7章に順序立てて記載しております。 いただいたご意見につきましては、参考意見として受け止めさせていただきます。
2	第1章2「計画改訂の背景と目的」とありますが、目的は「1 緑の基本計画とは」と同じであり、計画改訂の背景のみで良いのではないのでしょうか。	いただいたご意見を踏まえて表題から目的を削除し、「2 計画改訂の背景」と変更いたします。
3	第2章1「蒲郡市の概要」(1)位置・地勢から、市域の北と東西…の記述で山の並びがしっくりとしません。第3章1「現況の緑の分析・評価」(1)①の記述の方がおさまりが良いと思います。	地形に関する記述については、いただいたご意見を踏まえ、修正いたします。
4	第2章2「緑の現況」(1)緑地の量から、緑の量で減った理由は、農振農用地区の指定期間が外れたか市の判断で何らかの理由で指定を外したかいずれかの理由と思われる、今後もその様なケースが続くと思われる。何らかの対策はあるのでしょうか。	農用地区域の減少は、国道23号蒲郡バイパスの整備に伴うものが大きな要因となっております。 農地の保全につきましては、第4章2「基本方針と基本施策」の基本施策1-2のもと、農政部局と連携し、農業振興を図る上で適正な土地利用を進め、農業生産基盤の充実を進めていく考えです。
5	第2章2「緑の現況」(4)道路緑化の状況から、マリンロードの樹がハナミズキとありますが見当たりません、サルスベリの間違いではありませんか。	マリンロードの街路樹に関する記述につきましては、ご指摘のとおりであり、修正いたします。

No	提出意見	市の考え方
6	<p>第2章3「緑化に関する取組み」(1)市民参加への取組みから、蒲郡市緑化事業助成金制度適用されるのはそこそこのお屋敷でない対象とならないではないでしょうか。区画整理事業区画内の住宅をみても建物前は殆ど駐車場で占められ、さながら車の展示会の様相です。駐車場緑化も対象ですがほぼ見たことがありません。また、区画整理事業区画は別として他の地域と比べ旧来の住宅は囲いで家の庭など見えない構造が多く、しかもブロック塀が目立ちます。制度の見直しが必要ではないでしょうか。</p>	<p>本制度は、市街地における緑の全体量が減少するなか、都市の緑の保全・創出・活用を一層推進するための支援制度です。第2章3「緑化に関する取組み」にこれまでの実績を記載しておりますが、各年度概ね2から4件に留まっています。本計画においては、第4章2「基本方針と基本施策」基本施策2-3に、本制度を活用し緑豊かな都市空間の形成を進めていくことを記載しております。</p>
7	<p>第2章3「緑化に関する取組み」(1)市民参加への取組みから、「図 緑化事業助成金交付制度実績」の件数の案件ごとに具体的事業内容を記載してはどうでしょうか。</p>	<p>事業の内容としましては、空地緑化、駐車場緑化及び生垣緑化であり、すべて民有地での緑化事業となっております。また、種別をグラフに示すことで、内容が判別しにくくなると考えられるため、現状の記載のとおりといたします。</p> <p>いただいたご意見につきましては、参考意見として受け止めさせていただきます。</p>
8	<p>第2章3「緑化に関する取組み」(1)市民参加への取組みから、アダプトプログラム制度について、アダプトプログラム制度を隠れ蓑にして緑の育成、保全責任を回避しているように思われます。登録人数が増加しているとありますが、脱退届け不用の累計値であり増加して当然の数値ではありませんか。アダプトプログラムで「緑」の育成、保全している面積の調査が必要だと思います。アダプトプログラムの実体は、年1.2回のごみ拾いが主たる活動ではありませんか。</p>	<p>アダプトプログラムは、道路や海岸、公園の美化及び清掃などボランティア活動に対して、保険への加入や道具の提供などを支援する制度となっています。本制度のボランティアという趣旨から、活動成果の数値化は行っておりません。第4章2「基本方針と基本施策」基本施策4-1として、ボランティア活動への支援とともに、支援制度に関する情報提供に努めてまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、参考意見として受け止めさせていただきます。</p>
9	<p>第2章3「緑化に関する取組み」(1)市民参加への取組みから、③「がまごおり市民企画公募まちづくり事業」のスポット的事例は、緑の基本計画との関係が分かりにくいようです。</p>	<p>がまごおり市民企画公募まちづくり事業のうち、緑の保全活動や、都市緑化、自然とのふれあいに適合する公益的事業活動を、事例として記載したのとなっております。</p>

No	提出意見	市の考え方
10	<p>第2章3「緑化に関する取組み」には、PDCAの回っている事例(エビデンス)を是非記載していただきたいです。継続的活動になる取組みが必要です。</p>	<p>第2章は、計画の前提として本市の緑の現状を概略的に整理したものであり、緑化に関する取組みについても継続的に行っている施策や事業の概要について記載しております。</p> <p>本計画の第7章2「計画の進捗管理」に示すPDCAサイクルに基づき適切な進捗管理を行ってまいります。</p>
11	<p>第3章1「現況の緑の分析・評価」から、分析・評価の記述で「望まれます」「必要があります」「恐れがあります」「適切な更新が必要です」「仕組みをつくる必要があります」「剪定の時期や頻度が課題となっています」とありますが、これは今までの取組みに対する課題なのか評価なのでしょう。</p>	<p>第3章1「現況の緑の分析・評価」では「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観形成」の4つの視点から、本市の緑地を評価し、それらの機能を維持するための問題点などを合わせて記述しております。これらの緑地の保全、活用に関して、前計画に基づき取組みを進めてきましたが、取組みが不十分な施策については、本計画において見直しを行い、課題の改善に向け取組みを進めてまいります。</p>
12	<p>第3章1「現況の緑の分析・評価」から、課題への具体的な対処(取組み)はどこに記述されているのかわかりません。出来れば、分析評価の記述の最後に、具体的な取組みは基本施策の〇〇ページに記載と書いていただければ理解しやすいです。是非御願いたします。</p>	<p>第3章4「緑に関する課題の整理」において、本市の緑を分析・評価した結果からの課題を記載し、第4章2「基本方針と基本施策」において、課題を踏まえ、基本方針と基本施策である取組みを記載しております。この課題と方針・施策では、「緑をまもる」「緑をつくる」「緑をつなぐ」「緑をはぐくむ」の共通する4つの視点から整理しております。それぞれ整理した課題に対する施策を包括的に取りまとめ記載しております。</p>
13	<p>第3章4「緑に関する課題の整理」から、基本方針の緑に関する課題で「緑をまもる」「緑をつくる」「緑をつなぐ」「緑をはぐくむ」の4つの視点の課題として取りあげています。この視点は評価できますが「緑を育てる」視点が欠落しています。</p>	<p>「緑を育てる」視点は緑のまちづくりに関する共通の考えとして、「緑をまもる」「緑をつくる」「緑をつなぐ」「緑をはぐくむ」の各視点に広く含まれるものと考えております。このような考えに基づき、第4章2「基本方針と基本施策」において樹木・樹林の育成や管理に関する施策を展開しており、今後具体的な管理計画や管理手法等を定め、適正な育成・管理を進めてまいります。</p>

No	提出意見	市の考え方
14	<p>第3章4「緑に関する課題の整理」の「緑をはぐくむ」視点からの課題として、「公園や街路樹を計画的に管理する仕組みづくり」があげられ、第4章2「基本方針と基本施策」基本方針4に緑を育てる心をはぐくみ、協働のまちづくりに取り組みます」と一見素晴らしい方針に見えますが、管理する仕組みすら無いのに協働のまちづくりというワードで逃げているように思えます。</p>	<p>第4章2「基本方針と基本施策」の基本方針4のもと、緑を愛する、関心を持つ機会をつくり、情報発信を行うとともに、保全活動等への支援などを進め、本計画に基づき、関係各課とともに、協働のまちづくりを進めてまいります。</p>
15	<p>課題に対して具体的に「何をやる」が見えてきません。「何を・いつ(いつまでに)・どれだけ・どうする」の記述が全くありません。何故でしょうか。また第4章2「基本方針と基本施策」には「検討する」「計画する」という表現も多く、期限を明示しなければ「なにもしない」と同義語になりませんか。</p>	<p>本計画は、計画期間を10年間に設定し、緑に関する施策や取組みを総合的、包括的に取りまとめた計画です。今後、第4章2「基本方針と基本施策」に記載した基本施策に基づき、関係各課とともに施策・事業に取り組んでまいります。</p>
16	<p>色々と課題が抽出されていますが、検討・対策の仕組みの提示が必要と思います。そうでないと、課題は上げたけど実施されるのか曖昧になります。</p>	<p>本計画では、第3章で課題を抽出し、第4章2「基本方針と基本施策」において、基本方針1から4及び各方針に関連する基本施策として、取組みについて記載しております。</p> <p>進捗管理においては、第7章の進捗管理の手法に従って推進してまいります。</p>
17	<p>緑地保全を行う対象や地域・地区も示して頂きたい。また、緑化とは、ある場所に草や木を植えること、また、植物を植栽育成管理すること、目的は緑による環境改善を図ることとあります。住民に嬉しい緑化と保全事業の維持が継続的に繋がることを期待します。</p>	<p>本計画は市域全体を対象としており、緑地保全の対象や地域・地区については、第4章1「緑の将来像」(2)緑の将来像図及び2「基本方針と基本施策」で個別に示しております。</p> <p>いただいたご意見につきましては、参考意見として受け止めさせていただきます。</p>

No	提出意見	市の考え方
18	<p>都市緑地法第4条2の「緑地の保全及び緑化の目標」、「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」が計画書に謳われているとは言い難いと思います。そのため、計画とは言えず「手引き」のように感じます。緑化の目標では、緑地の保全項目と目標が無いように思います。加えていただきたいです。</p>	<p>緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項につきましては、第4章2「基本方針と基本施策」基本方針1から4に、また関連する取組みとして基本施策を記載しております。</p> <p>また、緑地の保全及び緑化の目標につきましては、第6章1「緑のまちづくりの目標」にまちづくりの目標を記載しておりますが、これらは第4章の基本施策の実施により発現する成果であると考え、緑地の保全も含めた本計画の達成状況を把握するための目標として設定しております。</p>
19	<p>蒲郡市は、三河湾国定公園を抱えており、公園内の樹木管理は、基本的には県になります。国定公園内の樹木の管理(防災面も含め)は、市当局の定期的な調査とこれに基づく、県への改善申請並びに剪定、伐採許可を必要とします。国定公園内の管理・保全に関する記述も必要と思います。</p>	<p>第4章2「基本方針と基本施策」基本方針1において、北部の山々及び三河湾国定公園の樹林を保全すべき緑として記載しております。今後、県と連携し良好な自然環境や景観の保全に努めたいと考えております。</p>
20	<p>街路樹について、現在3年に一度街路樹の剪定が実施され、これが唯一の街路樹管理事業ですが、実態は庭師会社に一任。既に電線に接触している街路樹もあり街路樹管理マニュアルの作成とマニュアルに沿った管理が必要と思います。</p> <p>併せて、落ち葉の処理は、近隣住民に任せっきりも問題です。住民に負担をかける緑化は賛同が得られないと考えます。せめて、住民に迷惑を掛けない街路樹管理をして欲しいと思います。</p>	<p>本計画では、第3章1「現況の緑の分析・評価」(5)緑の管理、市民参加の視点による分析・評価において、街路樹の課題、同章4「緑に関する課題の整理」(2)緑に関する課題において、計画的な管理を行う仕組みづくりの必要性について記載しております。その上で、第4章2「基本方針と基本施策」基本方針3では、街路樹の定期的な剪定を行い、適切な維持管理に取り組むことを記載しております。今後、この方針に基づき管理の方法やマニュアル化等について検討を進めていきたいと考えております。</p> <p>また、街路樹の更新基準に関するご意見につきましても、街路樹の管理方法の検討における参考意見として受け止めさせていただきます。</p>

No	提出意見	市の考え方
21	全体的に必要なと思われない記事が多く、的が絞られていないように感じます。	本計画は緑に関する包括的な計画であるため、緑地保全や緑化推進に関連する幅広い内容を記載しております。
22	他部署も関係するのであれば、課題と実施項目毎に関連部署名を記載して頂きたいと思います	部署名の変更の可能性を考慮し、計画書への記載は行わないことといたします。 いただいたご意見につきましては、参考意見として受け止めさせていただきます。